

諮問番号：令和 2 年度（2020 年度）諮問第 3 号

答申番号：令和 2 年度（2020 年度）答申第 4 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「熊本県福祉総合相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った身体障害者手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）8月30日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、平成 28 年（2016 年）11 月 18 日の自転車運転中にワゴン車に衝突され、左半身を打撲する事故に遭った。事故以来、歩行に支障が生じ、1 か月後からは、立ち上がろうとしても下肢が震え、立ち上がることもできず完全に歩行困難となり、車椅子生活を余儀なくされた。〇〇病院の後遺障害診断書（平成 31 年（2019 年）3 月 22 日付け）によれば、左から車に突進された外傷を契機として何らかの Myelopathy（脊髄障害）が生じた可能性は否定できず、また、症候学的には何らかの脊髄損傷による影響は否定できないとされており、頸髄不全損傷による運動機能障害の可能性は客観的に認められるというべきである。

また、後遺障害があり、身体が不自由なのに、画像だけの判断で却下されるのはおかしい。身体を見てから決めるのが筋道ではないか。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第4項の規定に基づき、都道府県知事は、障害が法別表に掲げるものに該当するか否か審査することとされており、本県においては、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年（2003年）1月10日障発0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を判断の基準としている。

本件審査請求に係る身体障害者診断書・意見書（以下「当初診断書」という。）について、処分庁は、当初診断書の不備等のため、〇〇町を通して当初診断書を作成した医療機関に補正を依頼し、補正後の当初診断書（以下「本件診断書」という。）及び以前に受診を行った医療機関からの診療情報提供書等（以下「前医情報提供書」という。）の提出を受けた。本件診断書には、障害の程度は1級相当に該当するとされているものの、本件診断書と前医情報提供書の情報との間に乖離があるため、処分庁は、医学的専門知識が必要として、平成31年（2019年）4月24日に熊本県障害程度審査委員会（以下「程度審査会」という。）に諮問を行った。程度審査会では、「筋力とADLに整合性が見いだせない」という理由から保留扱いとなり、処分庁は、再度本件診断書を作成した医療機関に診断を求めたが、本人が痛がって受診できないとの理由で、具体的な根拠は追加されないまま本件診断書が返送された。

これを受けて、処分庁は、令和元年（2019年）6月26日に再度程度審査会に諮ったところ、判定が困難であるため、令和元年（2019年）7月29日に熊本県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

審議会においては、「診断書からは四肢の運動機能障害が示唆されるが、強い疼痛を伴っていることから、診断書の信ぴょう性に問題がある。MRIにて椎間板のヘルニア以外には明らかな器質的病変を認めず、MEP検査も正常であり、運動神経障害の可能性は低い。診断書のMMT、ADLと実生活にも乖離あり。診断医へ追加記載の依頼をするも、本人が痛がって測定不可能と、追加記載なく再提出。以上から、疼痛による運動機能への影響はあるが、頸髄不全損傷による運動機能障害の可能性が客観的に乏しく、却下妥当」との答申がなされたため、処分庁は、却下相当という結論に達し、本件処分を行ったものである。

以上の理由により、処分庁は、法令等の規定に基づき所要の手続を経た上で本件処分を行っており、却下相当と判断したことは、違法又は不当であるとは認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年（2020年）	7月15日	審査庁から諮問
	8月21日	第1回審議
	8月27日	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第74条の規定による調査
	9月10日	第2回審議
	10月9日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

（1）本件処分に係る法令等の規定について

法第15条第1項では、「身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（略）の都道府県知事に身体障害者

手帳の交付を申請することができる。」とされており、同条第4項では、「都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」とされている。また、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条第1項では、「その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。」とされている。

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年（2009年）12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）第一2（1）では、「都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。」とされており、部長通知第一2（2）では、（1）による照会によっても法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき等は、「必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導することができるものとする。」とされている。また、部長通知第一2（3）では、（1）及び（2）によっても、なお障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき等は、令第5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問することとされている。

これらのことから、障害の判定に当たっては、診断書及び診断書を作成した医師への照会結果等に基いて審査し、その結果、障害が法別表に該当するか否か疑義がある場合及び却下する場合にあっては、地方社会福祉審議会が医学的・専門的な観点から調査審議を行い、その答申を受けて、処分庁が判定を行うものである。

（2）本件処分について

本件処分において、処分庁は、本件診断書及び前医情報提供書の内容から、医学的専門知識が必要と判断し、程度審査会に2回の諮問を行っている。程度審査会への初回の諮問の結果、再度本件診断書を作成した

医療機関に照会を行うこととなったが、本人が痛がって測定不可能なため、具体的な根拠は追加されないまま本件診断書が返送され、2回目の諮問では、判定が困難であるとして、審議会に諮問が行われている。

審議会の答申に関して、その判断の根拠を明らかにするため、当審査会から審査庁に対し、審議会の審議内容に関する資料の提出を求めている。提出された資料によると、審議会では、本件診断書の内容及び前医医情報提供書中の〇〇病院からの診療情報提供書（平成31年（2019年）1月29日付け）に記載されたMRI検査並びにMEP検査の情報等を総合的に考慮し、「頭部MRI及び全脊椎MRIにてC5/C6椎間板の軽度ヘルニア以外には脊髄圧排や髄内信号変化等明らかな器質的病変を認めていないこと、MEP（運動誘発電位）検査で正常であったことから、運動神経障害の可能性は低い。」との理由から、障害認定について不相当と判断している。

このことから、審議会では、「疼痛による運動機能への影響はあるが、頸髄不全損傷による運動機能障害の可能性が客観的に乏しく、却下妥当」との答申がなされた。この答申を受けて、処分庁は、審査請求人の障害が法別表に掲げるものに該当しないとして本件処分を行っている。

上記のとおり、処分庁は、審議会の医学的・専門的な観点に基づく答申を受けて本件処分を行っており、この処分庁の判断に不合理な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会
委員 大日方 信 春
委員 仲 次 利 光
委員 中 園 三千代